

会 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催しました。

審議会等名称	令和5年度神奈川県たばこ対策推進検討会																			
開催日時	令和5年11月7日（火）14:00～15:45																			
開催場所	オンライン会議																			
出席者 (役職名)	(◎：座長、○副座長) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">平野 公康</td> <td>国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所がん情報提供部 たばこ政策情報室長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">田野 ルミ</td> <td>国立保健医療科学院生涯健康研究部 上席主任研究官</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">◎ 玉巻 弘光</td> <td>東海大学 名誉教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 笹生 正人</td> <td>公益社団法人神奈川県医師会 理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">井村 浩章</td> <td>一般社団法人神奈川県商工会議所連合会 専務理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内田 了</td> <td>神奈川県中小企業団体中央会 副会長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松野 善一</td> <td>神奈川県町村保健衛生連絡協議会 (湯河原町保健センター所長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">稲葉 洋恵 (※)</td> <td>相模原市健康福祉局保健衛生部健康増進課担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">林 紘子</td> <td>健康づくり普及推進団体健康ふじさわ 監査役</td> </tr> </table> ※ 稲葉委員の代理として、相模原市健康福祉局保健衛生部 米多健康増進課長が出席		平野 公康	国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所がん情報提供部 たばこ政策情報室長	田野 ルミ	国立保健医療科学院生涯健康研究部 上席主任研究官	◎ 玉巻 弘光	東海大学 名誉教授	○ 笹生 正人	公益社団法人神奈川県医師会 理事	井村 浩章	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会 専務理事	内田 了	神奈川県中小企業団体中央会 副会長	松野 善一	神奈川県町村保健衛生連絡協議会 (湯河原町保健センター所長)	稲葉 洋恵 (※)	相模原市健康福祉局保健衛生部健康増進課担当課長	林 紘子	健康づくり普及推進団体健康ふじさわ 監査役
平野 公康	国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所がん情報提供部 たばこ政策情報室長																			
田野 ルミ	国立保健医療科学院生涯健康研究部 上席主任研究官																			
◎ 玉巻 弘光	東海大学 名誉教授																			
○ 笹生 正人	公益社団法人神奈川県医師会 理事																			
井村 浩章	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会 専務理事																			
内田 了	神奈川県中小企業団体中央会 副会長																			
松野 善一	神奈川県町村保健衛生連絡協議会 (湯河原町保健センター所長)																			
稲葉 洋恵 (※)	相模原市健康福祉局保健衛生部健康増進課担当課長																			
林 紘子	健康づくり普及推進団体健康ふじさわ 監査役																			
次回開催予定日	未定																			
問合せ先	健康医療局保健医療部 がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 虎頭 電話 045-210-5025																			

会議の議題 及び結果	<p><報告・議題></p> <p>(1) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例及び同条例施行規則の改正について（報告）</p> <p>(2) 施設対応に関する運用変更について（報告）</p> <p>(3) 神奈川県のたばこ対策の取組状況及び今後の施策について</p> <p>(4) その他</p> <p><結果></p> <p>上記議題等について意見交換を行った。</p>
「会議結果」の公開予定時期	令和5年12月
掲載形式	議事録
議事概要 とした理由	—
会議経過	以下のとおり

1 開会

- ・挨拶（がん・疾病対策課長）
- ・傍聴者報告

2 各委員挨拶

3 座長の選出

- ・玉巻委員を選出
- ・座長が副座長に笹生委員を指名

4 報告・議題

- (1) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例及び同条例施行規則の改正について（報告）

ア 事務局から、資料により説明

主な改正内容

- ① 「喫煙」「受動喫煙」の定義の改正
- ② 対象範囲の変更
- ③ 禁煙標識掲示義務の廃止
- ④ 施設区分の変更
- ⑤ 条例見直し周期の変更

イ 質疑応答

●座長（玉巻委員）

それでは各委員の皆さんから、ご質問ご意見をしていただければと思うが、少しでも私からメンションしておきたい。先ほど室内、屋内という話があったが、これについて、国の制度と平仄を合わせるとい趣旨で、格別大きな変化は起きないということではあるが、従前は明らかに室内とは言えず県条例の適用になっていなかった場所が、屋内と評価されること

ろに適用になる。

もっとも、事務局から説明があったとおり、法が適用されているところで、一部県の適用がなかった、その部分のずれをなくすということであるから、事業者等においては実質的な影響はないという理解で足りるので、中小事業者等にとってはこの辺、大きな問題だろうとは思いますが、さほど心配には及ばないというご理解をいただければ足りるのかなと考えている。その辺りも含めて、いかがか。

●内田委員

改正内容⑤の資料で、「一定の着地」とあるが、何か基準みたいなものはあるか。

●事務局（虎頭）

基準というものは特にはないが、令和2年4月から全国一律に適用される法律が整備され、原則屋内は禁煙であり、学校や病院などはさらに厳しく原則敷地内は禁煙、そういうルールができてから3年が経過している。また、日頃、私どもが受けるお問い合わせの電話などにおいても、基本的なルールは承知した上で、違反があるというような話をいただく。そうしたことから、ルールは浸透してきたものと認識している。

●内田委員

承知した。

●座長（玉巻委員）

他の委員からさらなる発言がないようでしたら、先へ進みたいと思う。

(2) 施設対応に関する運用変更について（報告）

ア 事務局から、資料により説明

- ・ 令和5年度からの施設対応に関する運用変更
- ・ 変更後の状況（令和5年9月末時点）

イ 質疑応答

●井村委員

変更後の状況で説明のあった、従来の普及啓発としての戸別訪問の状況315件について、これまでは数次にわたって戸別訪問をする場合もあったように理解したが、この315件というのは変更後の訪問なので、これはあくまでも実数か、それとも、1つの施設に対して例えば改善状況を見ながら複数回実施しているものは延べ数とカウントされて315件になっているのか。

●事務局（虎頭）

延べ件数である。

●井村委員

そうすると同じ施設が複数含まれている場合もあるという理解でよいか。施設単位で見ると訪問は1回に限っているのか。

●事務局（虎頭）

例えば1回訪問して、違反があったので指導し、いつまでに改善するというような前向きな姿勢がとられた場合などでも、その後、確認のためにもう一度行く場合がある。その場合はプラス1件というふうに数えている。すべての場合に必ず訪問が1回かということ、相手方の対応次第でそうではない場合もある。

●井村委員

承知した。

●平野委員

質問を2つしたい。1つは、通報や相談があった場合には保健所が動かれていると思うが、保健所が動く際に、現地訪問以外に、例えば電話で事実確認するということはされているかどうか。

2つ目は、先ほど違反があった場合に指導されたという話があったが、指導は口頭と文書の2つある。県の場合はどちらをされているか、もしわかれば、口頭指導と文書指導が大体どれぐらいの割合だったのか教えてほしい。

●事務局（虎頭）

1点目について、通報があった場合、基本的には、現地に行くことにしている。違反内容によっては現地に行くまでもなく、電話による口頭指導で済ませるということもあると思うが、本庁からも、保健福祉事務所に対し、原則、現地に行くようお願いしている。電話の際に、改善しますと言われても、実際に通報があったわけであるから、現場を確認しないとよろしくないと思う。そのため、基本的には現地確認している。

2点目、指導は口頭か文書かということだが、通報を受けて、電話で口頭指導し、現地確認の際にもその場で口頭指導している。まずは口頭で指導しているが、その後文書で出す場合は、本庁が関与しながら、間違いのない文書で出すようにしている。

●平野委員

現状についてよくわかった。その後、勧告・命令・罰則に進むのであれば、ある程度文書で残しておくという必要もあるのではないかという気もするが、その辺りはいかがか。

●事務局（虎頭）

違反が認められた場合、段階を追って手続をしていくことになる。行政文書としては、まず訪問時の記録を残しているが、この訪問後、次は立入検査に進むことになり、そこから先は正式な文書で、何月何日に行くので対応できる責任者の方をお願いします、というようにしていくことにしている。

●平野委員

よくわかった。よろしいかと思う。

●座長（玉巻委員）

基本的に、最終的に命令・罰則ということになれば、県の行政手続条例に定められたルールで行っていくことになると思う。勧告の段階だといわゆる行政指導であるので、口頭で行うのが行政実務の通例であろう。ただその時も、相手方から、その行政指導の内容を文書化してくれと要求されれば、文書を出すことになるだろう。いずれにせよ、勧告・命令という段階に進むためには、相手方にきちっと文書を示さないと、手続的に問題があるということになるだろう。

ちなみに11ページの、違反あり38件、訪問時に改善済25件というこのギャップについては、これは予測でしかないが、事務局からちらっと聞いた限りでは、訪問と言ってもいきなり抜き打ち的に行くのは、おそらく少ないのだろうと思う。そうすると、いついつ行きますよというような連絡を電話でする。そうすると、現に来るまでの間にもう違反事実が改善されるというようなことで、この数字が出てきているのだろうと想像している。そんなこんなで、行政手続としてしっかりやるべきところ、記録を残すべきところ、記録は残ってるが相手方に文書で示すということは、当然にこの先行わないといけないということになるだろうかと思う。平野先生のご質問に関して若干補足したが、そのようなことでよろしいか。

●平野委員

詳細な解説をいただき、よくわかった。

●林委員

禁煙標識の掲示について、令和6年度から、禁煙標識は掲げなくてもよいということか。それにより、令和6年度からは禁煙標識の掲示義務違反というものがなくなる、という解釈でよいか。

●事務局（虎頭）

これまで禁煙標識の掲示義務というのがあり、条例施行規則でその様式も指定していた。この指定した様式でなければならず、自分で勝手に作った禁煙マークでは条例違反になって

しまい、さらにその違反には罰則までつくという結構厳しい義務であった。これについて、現在の法の内容を鑑みて、この条例上の「義務」はなくす、ただし、禁煙マークはわかりやすいことはわかりやすいので、条例上の「義務」としてはなくすが、なるべくこういうものを貼ってくださいということで、今後は、ご自身で作られたものや、どこからかダウンロードしたもので構わないので、掲示を「推奨」していくということにしている。

●林委員

我々がお店とか場所を選ぶときに、この掲示義務がなくなったために、喫煙する人が増えたりしたら困るかなと思ったのだが、そういうことはないだろうか。

●事務局（虎頭）

確かにそういうことが考えられるので、わかりやすい禁煙マークは「推奨」していく。一方で、現在では、法が原則、屋内禁煙としており、この喫煙専用室の標識のように、喫煙できる標識がついているところでは喫煙できる、という認識をしていただきたいと思っている。

●林委員

ありがとうございます。

●座長（玉巻委員）

平野委員から、今の辺りについて補足説明をいただけると、国で立法したときの議論が伺えるかと思う。

●平野委員

補足説明させていただきたいと思う。昔はどこでもたばこが吸えた。どこでも吸えた状況では、ここは禁煙です、と決められた場所では禁煙マークを貼るという世の中だった。

ところが、2020年以降は原則禁煙となった。喫煙できる標識がないところは基本的に禁煙という世の中になり、喫煙できる場所のみ吸えるマークをつけて、ここは例外という扱いにしていこうという流れになってきた。神奈川県の方でも、昔はよその県では吸えたけれども、神奈川県では禁煙ですという目印で、禁煙マークを義務づけしていたかと思うが、もうそういう世の中ではなくなってきた。

禁煙マークはわかりやすいし、皆さんに見ていただくという意味合いはあるが、「義務」として、禁煙マークをつける時代ではなくなってきたと考えている。

●林委員

わかりました。県民の皆さんには、標識がないところは禁煙であるという意識を持ってほしいというところだろうか。

●平野委員

県だけではなくて、国全体でそういう形になっていくのかなと思っている。普及啓発の課題はあるにしろ、これからの世の中はその形でいきたい。

●林委員

ありがとうございます。

●座長（玉巻委員）

今の平野委員からのご説明で、林委員に対する回答としてはもうすべて尽きていると思うが、もっと圧縮して言うと、世の中吸えるのが当たり前の時代から、吸えないのが当たり前の時代になった。だから、その当たり前の状態を前提として、標識をどうするか。喫茶店でもレストランでも吸えるのが当たり前だったのを、県においては禁止にしたから、禁煙表示をしないと駄目だとしていた。ところが、もう今はオールジャパン、世界中かもしれないが、どこであっても室内での喫煙というのはもう駄目で、ただし、ここは室内だけれどもよいという形での法執行体制に変わってきている。そのため、このような扱い（禁煙標識の掲示義務の廃止）をしたということである。

ただし、前回の検討会でもかなりこの辺り議論をしたわけだが、いまだに、人によっては、どこに禁煙表示があるんだなどと言って、たばこを吸うような人が残念ながらいないわけで

はなく、そういう社会的な事実があることに、飲食店、居酒屋等の経営者は頭の痛い問題であることは間違いない。そうすると、義務づけとしての禁煙表示はなくなります、けれども、営業上の必要性から、禁煙表示をしていただくことは大いによいことだと、そういうことで、今回の禁煙標識の掲示義務の廃止についてご理解いただければと思う。

●林委員

ありがとうございます。

(3) 神奈川県のとばこ対策の取組状況及び今後の施策について

ア 事務局から、資料により説明

- ・ 卒煙支援リーフレットの新規作成
- ・ とばこ対策協力企業認定制度の改善
- ・ 妊産婦向け、中高生向けリーフレットの活用
- ・ 喫煙防止教育のための動画作成
- ・ 加熱式たばこの健康影響に関する普及啓発

イ 質疑応答

●笹生委員

学校における禁煙の授業は、生活習慣病やがん対策と合わせても非常に大事で意味があると思うが、これは公立の小中高だけではなく、私立でもやっているものか。

●事務局（虎頭）

現在作成している喫煙防止教育動画は、県のホームページからYouTubeの動画として、インターネット環境があれば、視聴できる仕組みにしていく。内容的にも、もともと講師が実際に行く派遣事業は高校生向けでやっていたが、現在作成している動画の内容は、高校生に限らず、若者向けということで、中学生でも、それから公立・私立問わずにご覧いただける内容にしている。

●笹生委員

小学校用のリーフレットは、もう私立にも送っているのか。

●事務局（虎頭）

私立や特別支援学校も含め、とにかく県内すべての小学校6年生にいきわたるよう、既に人数分を各学校にお送りした。

●笹生委員

よくわかった。

●井村委員

とばこ対策協力企業の認定制度の改善というところで、事務局の認識としては、行政・企業双方にメリットの自覚、認識が進んでおらず、今後はより積極的にアピール、PRをしたいという話だったが、まず前提として確認したい。今、県なり、横浜市もやっていたかもしれないが、企業に対して健康経営の認定をするような仕組みがあると思う。そういうものと、このとばこ対策協力企業の認定というのは、どういうふうリンクをしているのか、そもそもリンクしているものなのか。それとも、それぞれ単独で、健康経営の認定は受けてないがとばこ協力企業の認定を受けているとか、そういう仕組みになっているのか。とばこ対策は、総じて言えば健康経営にも繋がっていくことだと思うが、そういう健康経営の中に取り込みながら、認定企業を増やしていくとか、そういう方向性は考えられるか。

●事務局（徳丸）

とばこ対策協力企業認定制度は、がんの関係で同じように企業を認定する「がんと働く応援団」という制度を参考にしたものであるが、実際のところ、健康企業を認定するような他の制度とリンクしているものではない。単独の事業であり、認定の基準なども、とばこに関

することで単独で設けており、県内のそういった他の認定制度と絡めていくというのも、1つ推進していく方法として検討しているところではある。ただ、実際に、どのように企業数を増やしているのか聞いてみたことがあるが、結構お金を使っているという話であったので、予算的に実施が難しく見送ったということもあった。他の制度は参考にはしつつ、取り入れられるところは取り入れていきたいと考えている。

●井村委員

よくわかった。それに関連してもう1点。先ほど説明の中で、健康を意識している社員に対し、健康や執務環境に配慮する企業ということで、今、人手不足の現状の中で、特に中小企業においては就活生を集めやすいのではないかと、というメリットを説明されていたと思う。今現在、確かに就活生市場と言われ、非常に争奪戦が激しくなっており、中小企業はますます大変な状況にある。就活サイトもいろいろあり、そこで結構たくさんのアンケートを取ったりして、就活生のいわゆる企業志向動向みたいなことが終活サイトごとに分類されたりしている。

例えば、就活生の方の認識として、健康に配慮している、あるいは具体的にたばこ対策に配慮している企業に対し、より指向性が強いとか、健康経営をポイントとして重視している就活生が多い、というようなことを調べていたり、そういうデータを持っていたりするか。

●事務局（徳丸）

実際にそういうものを参考にしたことはないが、貴重なご意見いただき、確かにそういうところは見るべきであるし、そういうものを参考に取り入れていくのは非常に重要なことと、大変勉強になった。私事であるが、2年前まで、就職活動をしており、実際にそういう情報も就活サイトに載っているという印象は確かにあったので、そういうところを見て、取り入れていくのは非常に重要と思う。ありがとうございました。

●座長（玉巻委員）

よろしいですか。

●井村委員

はい。ありがとうございました。

●座長（玉巻委員）

いろいろな就活サイトに県の側がアプローチして、そこに今のような職場環境についての情報を載せてもらえるようお願いをするというのも1つの手かなと思う。やはり給与とかも大事だが、職場環境というのは、本当に今働く若い人たちにとって重視される。例えば中小零細企業などだと、そのオフィスのトイレがどのようなものかということまでチェックする女子学生は珍しくないというようなことも聞く。ましてや喫煙環境というようなことについて、企業が従業員の健康をどのようにとらえて対応策を考えてるかということが、マイナビなりリクナビなりにアップされるようになるといいかなと。その時に県の情報が活用されたり、リンクが張られるというようなことがあってもよいかもしれない。この話については、この程度にとどめたいと思う。

●田野委員

スライド22で、加熱式たばこの例として、アイコス、グロー、プルームテックとあるが、プルームテックは既に販売終了になっている。例示は、他のものを挙げたほうがよいと考える。

同じスライドでもうひとつ、加熱式たばこの説明文に「煙は出ない」とあるが、このスライドの「出典」として「出典：加熱式たばこの健康影響（厚生労働省）」にも「化学成分を分析した結果からは、加熱式たばこの主流煙には…」と明記がある。修正が必要だと考える。

●事務局（虎頭）

ありがとうございます。この資料は議事録とともに、約1か月後にホームページに公開す

るので、今、ご指摘いただいたところについては修正の上、掲載したいと思う。

●座長（玉巻委員）

それでは他に何かお気づきの点、皆さんからご指摘など特になければ、本日予定しております、主たる議事項目は以上としたいと思う。

(4) その他

●座長（玉巻委員）

「その他」として、各委員から、一般的に、この検討会の運営あるいは県のたばこ対策について、フリートークのような形で自由にご発言いただければと思う。

●林委員

今、サードハンドスモークということが非常に話題になっていて、藤沢でもそういう話が出ている。部屋の中でたばこを吸った方が、室外に出ても、45分間は煙がソファなどに残っていたり、室外でたばこを吸った方がそのまますぐ部屋に入ると、本人の衣服や呼吸から出て、それは危ないのではないかとされている。それについてお聞きしたい。

●座長（玉巻委員）

このことについて、平野委員からご説明いただけますか。

●平野委員

はい。おそらく事務局から説明は難しいと思うので、私から説明させていただきたいと思う。三次喫煙と言われているものは、わかりやすく言うと、残留たばこ煙と言われるもの。ソファ、クッション、繊維系のカーテンなどに煙がついて、そこから徐々に有害物質が出ているという話がある。たばこを吸った人の体の中にも残留していて、吸い終わってから、45分とかいろいろ説はあるが、たばこの中に含まれる有害化学物質が、口や鼻から出てくるという話がある。

科学的には、有害物質が出ているということは一部で確認はされているが、非常に微量ということもあり、それが直ちに健康影響に害を及ぼすレベルなのかどうかというのははっきりしない状況である。たばこ規制は、喫煙者本人はたばこによって非常に深刻な健康被害、具体的には疾病とか、死亡とか障害のようなものが起きているから、規制をしようとして始まった。受動喫煙についても健康被害が明らかになってきたので規制しようということになってきたのだが、それと三次喫煙は、かなり異なる状況となっている。そのため、すぐにこの三次喫煙について対処をするということには至っていないので、まずは健康影響に関する研究成果が蓄積されてきて、健康被害が明らかになれば、次に規制を検討する段階になるのかなと思う。現状では受動喫煙、いわゆる二次喫煙までの対応を我々は検討すべきではないかと思っている。

●林委員

ありがとうございます。もう1つ伺いたい。新聞で読んだのだが、子供の突然死に母親がたばこを吸っていることが影響しているのではないかという記事があったのだが。

●平野委員

乳幼児突然死症候群、いわゆるSIDSについては科学的に明らかになっている。やることは2つしかない。乳幼児が受動喫煙しないようにすることと、乳幼児の方がお腹にいるときに、曝露しないように、妊婦さんにはきちんと禁煙していただく、あるいはその同居されるご家族には禁煙していただく、というのを積極的に我々も普及啓発していかなければいけないと思っている。

●林委員

ありがとうございます。

●座長（玉巻委員）

今、平野先生からの確にご案内いただいたとおりだと思う。法律家の視点で言うと、それ

を三次喫煙と評価するかどうかはともかくとして、いろいろなところにたばこから発生した有害物質が残存するというのは、科学的に厳然たる事実だろうとは思う。

ただし、それが他人の健康被害を防止するために規制しなければいけないほどのレベルの有害物質の残留かというのと、そうではない、まだそうであるという証明はない、ということである。例えば、たばこから出る有害物質の代表例として、ホルムアルデヒドというようなことも言われる。それは間違いのない事実ではあるが、新築建物の室内には建材等から揮発する多種類の化学物質の一つとして、たばこ煙をはるかに上回るレベルでホルムアルデヒド等有害物質が出ているわけで、そういう意味で、健康を守るために規制しないといけないレベルの有害物質があれば、発生源を問わず厳格に規制する。それをゼロにするというのは現実の社会において不可能だし、そこまでの必要はないと、こういう発想で制度がスタートしている。だから、受動喫煙の防止と言ったときに、一瞬すれ違った人の呼気からたばこの煙が出ていた、これで違法な受動喫煙が発生していると明らかに誤った評価をする人が珍しくない。その辺は、法によって規制しないといけない受動喫煙とは何なのかということ、それこそ一般的に認識してもらえるように啓発してかないといけないと思う。

確か、奈良県の市役所の職員が昼休みに外でたばこを吸ったら、45分間はエレベーターに乗ってはいけないなんていうことをやる市長が出てきたり、トンデモ議論と、まともな科学的議論というのがごちゃ混ぜになったり、意図的にごちゃ混ぜにされていることもあるような印象を個人的には持っている。科学的にきちっと規制しないといけないものをきちっと規制する、エビデンスがあればそれはもう当然にやる。ところがエビデンスがあるかのごとくに装ってエビデンスのないことを主張する人が、残念ながら医者の中にもいる。こういう残念な状況を私個人としては感じている。あまりしゃべるとまた座長として不適格と怒られるので、この程度にとどめるが、平野先生のご説明が一番的確であったかと思う。

他にさらに何か皆さんからごいませんか。

●内田委員

居酒屋などで、ここは吸ってもいいよというようなところが結構あるが、特に飲食店とかそういうところに特別な指導というのはするのか。

●事務局（虎頭）

令和2年4月に健康増進法が改正されてから、原則屋内禁煙になっているが、いわゆる昔からある小規模飲食店については、例外的な経過措置として、喫煙できる店も残されており、その見極めになる。通報があった場合、例外措置として喫煙してよい店かどうかを確認して、違反していれば指導するということになる。

●座長（玉巻委員）

このあたりは一般県民からすると、なかなかわかりにくい。だから、そういう意味で言うと、表示に関して、任意の表示として、うちは例外的に経過措置として喫煙が許されているお店ですというような表示をしてもらうことを指導するということがあってもよいかもしれない。

そのあたり、現実に街中の飲み屋などを見ていると、この店は経過措置でOKな店じゃないだろうという感じのお店と、OKな店が隣接して立っていて、どちらでもたばこを吸ってるところがあるというような印象がある。その辺が、法の執行体制として、系統的にきちっとできているのか若干引っ掛かるところはある。その辺、平野先生、何か健康増進法の改正論議のところではなかったでしょうか。

●平野委員

法律がわかりにくい責任の一端は私にもあると思っているので、深くお詫びする。

先ほど事務局から説明があった、既存小規模飲食提供施設の例外的な取扱いという位置付けについて、既存小規模飲食店は2020年の段階で既に存在する飲食店に限るということになっている。新しい店はこの例外適用にならないことから、徐々に減っていくのは間違いはない。

さらに新型コロナウイルス感染拡大の影響もあって飲食店のターンオーバーが非常に早くなっているの、我々が予想してたよりも世の中が早く変わってるなという印象がある。そのため、吸える店も徐々に減っていくのは間違いないので、もうしばらく時間がたてば、そういう例外の店も非常に限られてくるのではないかと考えている。そのため、もうしばらくお待ちいただければというのが1つ。また、吸える店には必ず標識をつけることが法律で決まっています、その標識の種類を見れば、対象店舗かどうかはわかる。自治体の人、保健所が現場を見に行ったときに、これはどういう例外だと自己主張しているかは標識を見たらわかるので、指導は確実にできると考えている。

●座長（玉巻委員）

どうもありがとうございます。さはさりながら、なかなか現実に一般県民にわかりにくいというのは、残念ながらある。

それでは皆さんから、格別これ以上のご意見が出ないようであれば、本日の検討会はこの程度に止めたいと思うが、事務局からその他として何かありますか。

●事務局（吉川GL）

特にございません。

●座長（玉巻委員）

それでは以上をもって、本日の検討会を終了することといたします。どうもありがとうございました。

5 閉会

以上